

介護サービス事業所実地指導結果について

訪問看護
訪問リハビリテーション

【看護師等の員数】

訪問看護ステーションにおける看護職員の員数について、常勤換算方法で人員基準（2.5以上）を満たしていない。

指定訪問看護ステーションにおける看護職員の員数については、常勤換算方法で2.5以上と定められていますが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであることから、適切な員数の人員確保に努めてください。

【管理者の責務】 （訪問看護・訪問リハ共通）

従業者の管理及び業務について、法人により一括管理されていたため、訪問看護ステーションの管理者が当該事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握をできる状況になかった。

訪問看護ステーションの管理者が当該事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行えるようにしてください。

【勤務体制の確保等】 （訪問看護・訪問リハ共通）

勤務表が併設事業所と区別せず一括作成されており、訪問看護ステーションとして従業者の勤務体制を定めていない。

事業所ごとに勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容等を明確にしてください。

【勤務体制の確保等】 （訪問看護・訪問リハ共通）

雇用契約書や辞令等により従業者の職務が明確になっていない。

同一従業者について、複数の事業所または職務に従事させる場合は、辞令等により従業者の所属及び職務を明示してください。

【勤務体制の確保等】 （訪問看護）

訪問看護ステーションの看護職員による、通所介護事業所における看護業務への従事について、事業所間の連携が書面で確認できない。

訪問看護ステーションの看護職員が、通所介護事業所において看護業務を行う場合は、同一法人であっても事業所間で契約書や覚書等を取り交わすことにより、通所介護事業所との連携について書面で明確にしてください。

【運営規程】 （訪問看護・訪問リハ共通）

通常の事業の実施地域が明確になっていない。

通常の事業の実施地域は、市町村名や地区名等により客観的に区域が特定されるよう設定してください。

【サービス提供の記録】 （訪問看護）

実際の提供時間を記入していない。

サービス提供記録における提供時間の記載について、計画上の提供時間ではなく実際にサービスを提供した時間を記載してください。

【秘密保持等】 （訪問看護・訪問リハ共通）

個人情報利用同意書において、家族の署名欄を設定していない。

サービス担当者会議等において、利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するために、利用者本人の個人情報については利用者本人の、家族の個人情報については、家族（家族代表者）の同意が必要です。同意署名欄は、利用者本人と家族（家族代表者）それぞれで設定してください。

【介護報酬・複数の看護師等による訪問】

複数名訪問加算の算定について、利用者から同意を得ていない。

同時に複数の看護師等で、又は看護師等が看護補助者とともに指定訪問看護を行う場合は、利用者又はその家族等の同意を得てください。

【緊急時訪問看護加算】

月の初回の緊急時訪問について、早朝・夜間、深夜の加算を算定している。

老企第36号第2の4(16)の③抜粋

「～なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できないが、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。」

と規定されているため、緊急時訪問の初回が早朝・夜間、深夜の時間帯であっても、当該加算は算定できません。

令和3年4月介護報酬改定について 改定事項（訪問リハビリテーション）について

訪問リハビリテーションの回数

週に6回が限度（1回当たり20分以上）



退院（退所）日から3月以内は、週12回まで算定可能

令和3年4月介護報酬改定について 改定事項（訪問リハビリテーション）について

介護予防訪問リハビリテーションを12月以上の利用する場合の減算

介護予防訪問リハビリテーションを12月を超える場合、減算される。令和3年度は経過措置あり。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）